

令和 5 年 6 月

農 業 委 員 會
總 會 議 事 錄

令和 5 年 6 月 5 日
武雄市農業委員會

令和5年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年6月5日（月）
(開会) 9時00分 (閉会) 9時45分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者15人 欠席者4人

議席番号	氏名	出席	欠席	議席番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稻富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁		○	16	澤井富二郎		○
7	中村 一明	○		17	坂口 友久		○
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	山田 義利		○	19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

なし

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号 武雄市非農地証明願について	2件

6. 議事内容 以降記載

—————《開 会》—————

事務局長 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、令和5年6月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員15人の出席、欠席者4名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和5年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第4号までの審議について、協議をお願いいたします。議事録署名人に、1番 大島 栄 委員、15番 山下 英喜 委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。
(なし)

会長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が、10件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号1番から10番について、説明をいたします。議案書1ページをお開きください。

番号1番。権利の内容は所有権の移転、○○町の畠1筆、面積99m²です。「譲渡人は高齢なので、耕作・管理ができない。譲受人は買ってほしいという相談があったので譲り受け、耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は、1筆で○○円です。

続きまして申請番号2番。権利の内容は所有権移転。○○町の田1筆、畠1筆の合わせて300m²。「譲渡人が後継者もおらず、耕作する者がいない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、交渉中ということです。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は○○町にあります、畠1筆66m²です。「譲渡人が後継者もおらず、耕作する者がいない。譲受人が自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。無償譲渡となっておりるので農地の価格は交渉中ということです。

続きまして番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は○○町にあります、畠1筆の面積470m²です。「譲渡人が体調が良くないため、耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。」ということで農地の価格は○○円です。

次に番号5番です。権利の内容は所有権の移転です。土地は○○町にあります、畠1筆の面積197m²です。「譲渡人が市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は戚が所有する農地なので譲り受けて耕作したい。」ということで申請されており、農地の価格は発生しておりません。

申請番号6番。権利の内容は所有権の移転、○○町の畠1筆、面積158m²です。「譲渡人が県外に居住しているため、耕作・管理ができない。譲受人は近くに住んでいるため、耕作・維持管理がしやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は○○円です。

申請番号7番。権利の内容は所有権移転。○○町の畠1筆の394m²。「譲渡人が高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は○○円です。

申請番号8番、権利の内容は所有権移転。土地は○○町の畠1筆19m²です。「譲渡人が耕作意欲がないため譲りたい。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は○○円です。

続きまして番号9番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は○○町にあります、畠1筆の面積135m²です。「譲渡人が高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は長年耕作しているので譲り受けたい。」ということで農地の価格は○○円です。

申請番号10番です。権利の内容は所有権の移転。土地は○○町にあります、田1筆の面積148m²です。「譲渡人が多忙につき、耕作・管理ができない。譲受人は家庭菜園を予定している。」ということで申請されており、農地の価格は○○円です。以上1番から10番については、すべて3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。この10件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会長 無いようですので、議案第1号、農地法第3条の規定による10件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による1

0件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が11件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、○○町の田2筆、畑5筆、その他1筆の合計8筆の面積2539.36m²です。こちらは農振除外の農地となっています。申請理由は、「事業の一環として、賃貸住宅用地を探しましたが、近年の度重なる水害により、被災地からの転居や、安全な場所への居住希望者が増えています。申請地区は、水害被害等がなく、住環境も良いため、賃貸住宅を建築したい。」ということです。工事完了時期は令和6年3月30日となっています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、○○町にあります畑4筆の面積が1,182m²です。こちらも農振除外の農地となっています。申請理由は、「今後の事業(建築業)拡大にともない、建築資材等を保管するため、居住地近くの申請地を資材置場として造成したく申請いたします。」ということで工事完了時期につきましては令和5年12月20日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町にあります田2筆の面積6,841m²です。こちらも農振除外の農地となっています。申請理由は、「申請地が既存の工場・製品置場に隣接しており、コンクリート製品の移送・保管に適している。また、大型コンクリート製品の保管や大型車両による製品の出荷作業に必要十分な敷地を確保できるため申請に至った。」ということです。工事完了時期につきましては令和5年11月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町にあります畠1筆の面積が158m²です。申請理由は、「宅地購入に伴い、隣接する申請地を併せて購入し、進入路及び駐車場として利用したい。」ということです。すでに進入路をコンクリート舗装しているため始末書が添付されています。工事完了時期につきましては許可後となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は武雄町にあります田2筆の面積315m²です。申請事由は、「高齢の両

親の今後を考え、実家近くに新築したい。」ということで工事完了時期につきましては令和5年12月31日です。現在家を建築中で運搬用に砂利を敷いてあったので始末書を添付してもらっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は○○町にあります田1筆の面積330m²です。こちらも農振除外の農地となっています。申請理由は、「新築に伴い、宅地内には十分な駐車スペースが確保できないため、駐車場として申請したい。」ということです。工事完了時期につきましては令和5年10月です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号7番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町にあります畠1筆の面積154m²です。申請理由は、「住宅敷地内が元より駐車スペースが手狭で、来客時は道路に停めていて近隣の迷惑になつておりました。よつて、駐車場として確保したい。」ということです。現在家を建築中で運搬用に砂利を敷いてあったので始末書を添付してもらっています。工事完了時期につきましては令和5年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号8番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は○○町にあります畠2筆の面積737m²です。こちらも農振除外の農地となっています。申請事由は、「譲受人は令和3年11月から解体業を営んでいたが、トラック駐車場や重機の機材置場として○○市内の実家の土地を父親に無償で借りていたが、作業の効率が悪かったので、武雄市内に駐車場と重機置場を設置したく申請に至る。」ということで工事完了時期につきましては許可後2ヶ月となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号9番です。権利の内容は、使用貸借権設定になっております。土地は○○町にあります畠1筆の面積342m²です。申請理由は、「現在○○市に借家住まいをしているが、子どもの成長に伴い手狭となつたため、実家に近い申請地に一般住宅を建築したい。」ということです。工事完了時期は令和6年2月となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号10番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町にあります田1筆の面積319m²です。申請理由は、「令和2年から現在まで申請地の一部を賃借権で利用していたが、譲渡人から譲渡の相談があり、所有権移転をしたい。また、自己で所有する農機具を収納するための倉庫をもう1棟建てたい。」ということです。工事完了時期は許可後1ヶ月です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして申請番号11番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町にあります畠2筆の面積が228m²です。申請理由は、「贈与による所有権移転。昭和40年頃に物置が設置され、平成3年ころに駐車場

および自宅への進入路として転用していた。」ということです。すでに進入路をコンクリート舗装しているため始末書が添付されています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。このうち1番から3番の案件については、5月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の○○委員さんが欠席の為私の方から調査結果の報告を行います。

会長 はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和5年5月25日午後1時30分から、C班及び地元農業委員により、武雄市役所6階全員協議会室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について審議しました。

申請番号1番「賃貸住宅」について、代理人より、「今年3月に約40名を対象とした地元説明会を行った」との報告がありました。説明会のなかで、排水問題・日照問題また里道の法面問題があがりましたが、そのすべてにおいて解決できるような計画にしているとの説明がありました。

また現場確認の際に、賃貸住宅の進入口付近に雨水を貯める40トンの貯留槽を埋め込むとの説明がありました。

次に申請番号2番「資材置場」について、雨水排水についての質問がありましたが、「雨水は地下浸透する」との回答がありました。

また、現場確認の際に、地元委員より「パイプラインが入っているので気を付けるように」との話がありました。最後に申請番号3番「コンクリート製品置場」について、こちらの案件では地区外の掛橋・焼米区長から嘆願書の提出がありましたが、内容を確認したところ、「水路から溢れる雨水による浸水被害の軽減」を訴えるものであり、本件転用の有無にかかわらず水害常習地である申請地周辺地域において、根本的解決に至るには水路拡幅などインフラ整備が必要であり、嘆願書の存在は当委員会における審議に影響を及ぼさないと結論付けました。

申請者からは、選定経緯として広田川付近の管理地がポンプ場建設地となつたことで事業用地が不足していることや、製品置場の新設にあっては水害時の水流に影響が無いよう考慮して設計を行ったことなどの説明がありました。

以上、質疑等はありましたが、3件の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。以上、質疑等はありましたが、3件の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会長 それでは4番から11番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けて質疑に入りたいと思います。ありませんか。

(なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会長 質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》

会長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼します。1ページをご覧ください。こちらに、令和5年度、第3号、利用権設定計画案を記載しています。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
武雄町、田、再設定、2件、8筆、7805 m²。
橋町、田、新規、1件、1筆、4020 m²。再設定、8件、12筆、24604 m²。
朝日町、田、新規、2件、2筆、2963.03 m²。再設定、2件、2筆、2984.97 m²。
若木町、田、再設定、1件、1筆、2850 m²。
武内町、田、再設定、5件、10筆、11294 m²。
東川登町、田、新規、1件、1筆、34 m²。再設定、5件、11筆、20657 m²。
西川登町、なし
山内町、田、再設定、3件、4筆、1787 m²。
北方町、田、新規、1件、2筆、10036 m²。再設定、6件、9筆、15463 m²。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権の解除については、20ページに記載をしておりますので、ご確認ください。
以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。
何かございませんか。

(なし)

会長 無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認
することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会長 異議なしと認めます。
よって議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案
どおり承認することに決しました。

《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

会長 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の
証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。議案書の9
ページをお開きください。

議案第4号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。
土地につきましては、○○町にあります、畑1筆です。これは、平成8年に
新築した際、自宅への乗入れ道路として整地し、現在に至るもので、非農地
証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は○○町にあります、畑1筆 61 m²で 30
年以前から耕作しておらず、竹や木が生い茂り、土地の一部は法面傾斜地
で耕作できない。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該
当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地元委員さんの補足
説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さ
ん何かございませんか。

(なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会長 地元委員さんの補足説明が終わりました。それでは、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第4号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 武雄市非農地証明2件について原案どおり証明するこ
とに決しました。

—————《閉　　会》—————

会長 それでは以上をもちまして、令和5年6月の農業委員会総会を終わります。